ドラッグストアにおける万引き防止対策の更なる推進について
（通達乙）

〔令７．３．７　生企発第170号
本部長から部長及び参事官、所属長あて〕

（概要）

近年、ドラッグストアを対象とした外国人グループ等による組織的な大量万引き事犯が発生し、治安上の課題となっていることを踏まえ、今般、警察庁において「ドラッグストアにおける防犯対策指針」を作成の上、一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会に対し、同防犯対策指針を交付するとともに、万引き防止対策の推進について依頼を行ったことから、各署に対し、同防犯対策指針を参考として、ドラッグストア各店舗に対する防犯指導等を一層推進するよう指示したものである。

同防犯対策指針の概要は、

○　従業員等による巡回強化のほか、外国語での音声アナウンスを含む店内放送による注意喚起、店舗間における情報共有、警備員や保安員による監視体制の強化等、人的（ソフト面）強化を図るもの。

○　防犯カメラの増設や高度化のほか、防犯ゲートや防犯ミラーの設置、外国語表記を含む啓発用ポスター等の掲示等、施設（ハード面）強化を図るもの。

○　高額商品や医薬品等に対する空箱陳列のほか、万引きされにくい陳列方法、在庫管理の徹底等、商品に対する盗難防止対策を図るもの。

○　被害認知時における確実な被害申告と警察への早期通報、防犯カメラ操作方法の習熟等、被害発生時における迅速な対応を図るもの。

○　電子マネー販売店舗においては、特殊詐欺に関する注意喚起や被害が疑われる場合の通報にも配慮するもの。

である。